平成２９年（フ）第５９５３号
東京都墨田区墨田３丁目10―22―202
債務者　小池　洋子（旧姓矢澤）
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５９５４号
東京都港区白金台５丁目10―13―301
債務者　伊藤　　勲
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５９５５号
東京都江戸川区西小岩１丁目27―22―103
債務者　中村　芳江
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５９５６号
東京都世田谷区上野毛１丁目18―10　上野毛マンション２Ｂ
債務者　初田　雄吾
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５９５７号
東京都世田谷区上野毛１丁目18―10　上野毛マンション２Ｂ
債務者　初田　美佳
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５９６１号
東京都板橋区赤塚新町３丁目34―２―503
債務者　原田　和美
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５９７０号
東京都足立区東和１丁目13―３―102
債務者　山本　和美
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５９７１号
東京都足立区小台２丁目２―16―904
債務者　伊藤　勝教
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５９７７号
東京都足立区東綾瀬１丁目16―11―202
債務者　阿部　咲子
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５９７９号
東京都板橋区高島平９丁目26―13―106
債務者　坂部　志穂
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第７２９９号
東京都渋谷区道玄坂２丁目11番１号　Ｇスクエア２階
破産者　株式会社うちナビ
1　決定年月日　平成29年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９２６６号
東京都練馬区関町北３―43―25、住民票上の住所東京都渋谷区東１丁目２―20―1605
破産者　角南　　圭
1　決定年月日　平成29年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１７５号
群馬県高崎市冷水町186番地４
破産者　有限会社カトルズジュイエ
1　決定年月日　平成29年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第３３８号
千葉県船橋市高根台５丁目１番281棟405号
破産者　干場　長征
1　決定年月日　平成29年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４１６号
千葉県市川市富浜３丁目８番12―203号（カーサ・サブロッソ）
破産者　横川　太一
1　決定年月日　平成29年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４６０号
千葉県浦安市海楽１丁目20番15号　メゾンティファニー（206）
破産者　能城　貞治
1　決定年月日　平成29年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４９０号
千葉市稲毛区緑町２丁目６番16号　総建みどりハイム802号
破産者　黒田　光一
1　決定年月日　平成29年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４３７号
東京都渋谷区道玄坂２丁目10番10号
破産者　株式会社サンクスプラス
1　決定年月日　平成29年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部